

生涯を通じて学習の機会が用意され、いる「生涯学習社会」、個性的で多様な生き方が尊重される「働きつつ学ぶ社会」を建設することが重要である、としています。

(三) 生涯学習推進の経過

臨時教育審議会の答申により、国は、生涯学習を推進する部局を文部省に置くとともに、社会教育局を生涯学習局と組織を改め、生涯学習の具体的な推進策の検討を進めてきました。平成二年一月、第14期中央教育審議会は文部省に、「生涯学習の基盤整備について」答申し、その答申に基づいて、平成二年七月、いわゆる「生涯学習振興法」の制定により、生涯学習に関する法制化が図られました。

(二) 生涯学習と学校教育

臨時教育審議会の答申は、「個性重視の原則」及び「社会の変化への対応」とともに、「生涯学習体系への移行」を教育改革への基本原理として提起しています。

それが正当に評価される社会を築く、生涯学習社会への移行を目指すべき、と提言しています。

三 生涯学習の基盤整備について

(一) 生涯学習の基盤整備の必要性

こうした動きに合わせ、全国的な「生涯学習フェスティバル」の開催や、一村一品運動にみられる地域の活性化に果たす役割など、生涯学習への関心は、日々に高くなっています。県内でも、生涯学習的重要性の認識が深まり、県民への理解が浸透するとともに、県の「生涯教育推進本部」の設置（昭和六十年）に伴い、市町村での推進体制整備への取り組みも進み、自主設置を含め、今年度までに二十九市町村で組織づくりが行われています。（図5参考）

図5 市町村の生涯学習推進組織設置状況
：生涯学習推進組織設置市町村

平成3年8月31日現在

